

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行い、列車の安全輸送及び安定輸送並びに鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的に、鉄道施設耐震対策事業を行う鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社を除く。以下「鉄道事業者」という。）に対して、経費の一部について市が国等と協調して、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受けて、鉄道事業を經營する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業で、かつ、市長が必要と認める事業とする。

(1) 片道断面輸送量が1日1万人以上の路線であって、ピーク時間当たりの片道列車本数10本以上の区間又は空港アクセス線上にある区間の橋りょう及びトンネルの安全性の向上のために柱、基礎等の補強又は落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業並びに乗降客1日1万人以上の駅（地平駅を除く。）において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業とする。

(2) 乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業とする。

(3) 路線の橋りょうのうち、船橋市地域防災計画で指定する緊急輸送道路及

び津波避難路（以下「緊急輸送道路等」という。）と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業とする。

（交付の対象等）

第4条 鉄道事業者が行う市内にある鉄道施設に対する補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費は含まない。以下「補助対象経費」という。）を交付の対象とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

2 補助金の交付の期間は、平成27年度から令和4年度までとする。

3 補助金の交付の額は、予算の範囲内とし、かつ、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

なお、千葉県から鉄道施設耐震対策事業に係る補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費に3分の1を乗じて得る額から交付を受けた金額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に補助事業実施計画書（第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行う。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付決定を行う。

3 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げを行うときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付取下届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(交付決定の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定の変更を受けようとするときは、船橋市鉄道施設耐震対策事業変更承認申請書（第5号様式）に補助事業実施計画変更書（第2号様式）を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更にあつてはこの限りではない。

(1) 流用先の費用の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額

(2) 1千万円以下の工事件名の追加

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、船橋市鉄道施設耐震対策事業変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更を行ったときは、補助事業実施計画変更届（第7号様式）に、補助事業実施計画変更書（第2号様式）を添えて、市長に届け出なければならない。

（状況報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況について補助事業に着手した日から補助事業の完了の日までの間、市長が必要と認める場合は、速やかに船橋市鉄道施設耐震対策事業実施状況報告書（第8号様式）（以下「状況報告書」という。）により市長に報告し、関係書類の審査、現地調査等に協力しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない見込みであるとき及び補助事業の遂行が困難となったときは、状況報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（第9号様式）（以下「完了実績報告書」という。）により市長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに補助事業年度終了実績報告書（第10号様式）により市長に報告しなければならない。
 - 3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条1項の規定による完了実績報告を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金確定通知書(第11号様式)(以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金概算払請求書(第12号様式)により市長に請求しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第13号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係書類の整理)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第16条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 補助事業者は、次に掲げる帳簿等を、取得財産等の処分の制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、取得財産等の処分の制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲

渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第20条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年1月20日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金の交付を受けたいので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

補助事業実施計画書（第 2 号様式）に記載のとおり

4 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
<input type="checkbox"/> その他
()

第2号様式（第5条、第9条関係）

補助事業実施計画（変更）書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

（単位：円）

費目	事業計画額				完成予定 期日	備考
	計画額	年度まで （実績）	年度	年度以降		
合計						

上記の事業計画額は（税込額・税抜額）である。

- （注） 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別紙様式）を添付すること。
- 2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

補助事業実施計画経費積算書

（単位：円）

費目	内容	積算内訳

上記の積算額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

第3号様式（第7条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で申請のあった船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

- 2 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、規則及び船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとする場合は、市長が別に定める軽微な変更を除き、市長の承認を受けること。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、市長が定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第 4 号様式（第 8 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付取下届

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道施設耐震対策事業を別添理由により取下げしたいので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

第 5 号様式（第 9 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道施設耐震対策事業の計画を変更したいので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画
補助事業実施計画変更書（第 2 号様式）に記載のとおり

第6号様式（第9条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金の
交付決定の変更について、下記のとおり承認したので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費
補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の額

交付決定済額	円
変更交付決定額	円
増減額	円

2 変更の内容

3 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、規則及び船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとする場合は、市長が別に定める軽微な変更を除き、市長の承認を受けること。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、市長が定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第7号様式（第9条関係）

補助事業実施計画変更届

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道
施設耐震対策事業について、別紙のとおり計画を変更したので、船橋市鉄道施設耐震対
策事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により届け出ます。

（添付書類） 補助事業実施計画変更書

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業実施状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道施設耐震対策事業の状況報告について、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助事業実施状況表（第 8 - 2 号様式）

又は

（別紙）補助事業実施状況表（第 8 - 3 号様式）

又は

（別紙）補助事業実施状況表（第 8 - 4 号様式）

年度補助事業実施状況表

(単位:千円)

費目	計画額 A	実績額 B	計画額 との 差額 A-B	進捗率 B/A (%)	今後の実績見込み額				備考
					第四半期	第四半期	第四半期	その他	
合計									

上記の計画額、実績額、今後の実績見込み額は (税込額 ・ 税抜額) である。

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

年度補助事業実施状況表

(単位:千円)

費目	計画額 A	3月末ま での 実績 見込額 B	計画額 との 差額 A-B	計画額との差額の内訳			備考
				年度内に 完了 しない分	遂行が困難 となった分	その他	
合計							

上記の計画額、実績見込額は (税込額 ・ 税抜額) である。

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

年度補助事業実施状況表

(単位:千円)

費目	計画額 A	年 月 日 ま での 実 績 額 B	計画額 との差額 A-B	計画額との差額の内訳		備考
				遂行が困難 となった分	その他	
合計						

上記の計画額、実績額は (税込額 ・ 税抜額) である。

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

補助事業完了実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道
施設耐震対策事業の終了実績について船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第
1 1 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙 1）補助事業完了実績表

（別紙 2）補助金清算調書

年度補助事業完了実績表

(単位:千円)

費目	本年度 計画額 A	本年度 実績額 B	計画額 との差額 A-B	本年度実績の概要		備考
合計						

上記の本年度計画額、本年度実績額は (税込額 ・ 税抜額) である。

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

年度補助金清算調書

(単位:千円)

費目	交付 決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額 との 差額 D	清算 補助 金額 E	概算払 受領 済額 F	差引 補助金 未受 領済額 (△返還) H=E-F	備考
合計								

上記の計画額、実績額は (税込額 ・ 税抜額) である。

(注) 1 交付要綱第7条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

2 清算補助金額は計画額と実績額のいずれか低い額の3分の1で計算した額を記載すること。

(なお、千葉県から千葉県鉄道施設耐震対策事業にかかる補助金の交付を受ける場合は、上記の3分1で算出された補助金の額から、交付を受けた金額を控除した額を記載すること。)

第10号様式（第11条関係）

補助事業年度終了実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道
施設耐震対策事業費の終了実績について、船橋市鉄道施設耐震対策要綱第11条第2項
の規定により、別紙のとおり報告します。

（別 紙）補助事業年度終了実績表

年度補助事業年度終了実績表

（単位：千円）

費目	計画額 A	実績額 B	計画額 との 差額 A-B	進捗率 B/A (%)	今後の実績見込み額		備考
					繰越額	その他	
合計							

上記の計画額、実績額は（税込額・税抜額）である。

- （注）1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

金 円

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道施設耐震対策事業の補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により請求します。

1 船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金交付決定通知額 円

2 概算払請求額 円

3 概算払請求額算出基礎

費 目	計画額	建設等に要する資金の額	概算払可能額	前回までの概算払額	今回概算払予定額

上記の計画額、建設に要する資金の額、概算払い可能額、前回までの概算払額、

今回概算払予定額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

4 支払方法

5 振込先

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の
仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け船橋市 指令第 号で交付決定を受けた船橋市鉄道
施設耐震対策事業費補助金について、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助金交付確定額

金 _____ 円

2. 確定申告により確定した船橋市鉄道施設耐震対策事業費補助金に係る消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円と記載すること）

金 _____ 円

※ 0 円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3. 添付資料

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入
割合が 5 % を超える事業者は添付不要）

- ・別紙 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）別紙

添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類 に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が 5 % を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表 2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が 95 % 以上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表 2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が 95 % 未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が 95 % 未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>